

# 建設リサイクル法の届出フロー

・契約金額500万円以上の土木工事

特定建設資材[注1]を利用する又は解体する工事[注2]

指名業者

入札価格と併せて別紙2-(1)~(3)の見積作成

入札

請負業者

別紙2-(1)~(3)の提出

解体の有無

工事の分解・解体等の計画説明

別紙4及び別表3

契約

別紙1の記入及び契約書添付

契約後速やかに提出

・「再生資源利用計画書」(様式1)  
・「再生資源利用促進計画書」(様式2)

分解解体を下請に出した場合、請負業者は  
告知書を作成し、下請業者に告知

施工(分別解体・再資源化)

再資源化等報告(別紙6)  
・「再生資源利用実施書」(様式1)  
・「再生資源利用促進実施書」(様式2)

竣工

[注1]特定建設資材

・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、  
アスファルト、木材

[注2]特定建設資材を使用するのみであっても対象となる